

## 寄附金税額控除に係る申告特例申請書と併せて提出する書類

平成28年からマイナンバー制度が導入されたことに伴い、「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」のコピーを申請書と一緒に提出する必要があります。

提出書類は次の表のとおりです。

※申請者のマイナンバー受取状況により、提出書類が異なります。

	「個人番号カード」 を持っている方	「通知カード※1」 を持っている方	「個人番号カード」 「通知カード※1」 のどちらもない方
「個人番号確認」 の書類	個人番号カードの 裏面のコピー ※12桁の番号が記 載されている面	通知カード※1のコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
「本人確認」 の書類	個人番号カードの 表面のコピー ※顔写真のある面	下記のいずれかのコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健 福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・公的医療保険の 被保険者証（保険証） ・年金手帳 等	下記のいずれかのコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健 福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・公的医療保険の 被保険者証（保険証） ・年金手帳 等

- ・個人番号カードを持っている場合：「個人番号カードの表裏のコピー」
- ・通知カードを持っている場合：「通知カードのコピー」と  
「本人確認書類のコピー」
- ・個人番号カードも通知カードもない場合：「個人番号が記載された住民票のコピー」と  
「本人確認書類のコピー」

を申請書と併せてご提出ください。

※1 個人番号通知カードについては、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致する場合は、マイナンバー（個人番号）を証明する書類として使用できますが、一致しない場合、個人番号通知カードはマイナンバー（個人番号）の証明としてはご利用いただけません。